



## 多胎妊娠の妊婦健康診査費用の助成について



山形市では、令和8年4月1日から、多胎妊娠の方に対して、妊婦健康診査受診票14回分に加えて、更に5回分の多胎妊婦健康診査を行った費用の一部を助成しています。

※多胎妊娠とは、母親の胎内で同時期に複数(2子以上)の胎児が発育すること。

※三つ子以上でも追加回数は同じです。

### ◆助成内容について

対象となる方	次の要件をどちらも満たす方 (1)妊婦健康診査を受診する日において山形市に住所を有する多胎妊娠の方 (2)交付された14回分の妊婦健康診査受診票又は補助券をすべて使用した方 ※妊婦健康診査の14回目までは、母子健康手帳交付時に配布された妊婦健康診査受診票又は補助券をご使用ください。(受診票又は補助券は週数に関わらず使用できます。)
助成費用	1人につき、1回あたり5,000円、最大5回を上限に助成します。 ※妊娠判定のための診療や医療保険適用となる診療分、教材費や文書料等は助成の対象外となります。

### ◆助成方法について

妊娠届出時期によって異なります。

#### ●令和8年4月1日以降に妊娠届出を行った方。

⇒母子手帳を交付する際に、他の妊婦健康診査受診票とともに、多胎妊婦健康診査受診票をお渡します。

多胎妊婦健康診査受診票を用いて追加の健診をお受けください。

#### ●令和8年3月31日以前に妊娠届出を行った方

⇒15回目以降の妊婦健康診査費用は自費になります。支払った領収書と明細書を保管し、以下の通り申請してください。

〈必要書類〉

- (1)山形市多胎妊婦健康診査費用助成申請書(山形市公式ホームページからダウンロード可)
- (2)医療機関の『領収書』(受診者氏名、医療機関名、健診年月日、領収金額、医療機関の受領印が押されているもの)、又は支払いが証明できるもの ※レシート不可
- (3)医療機関の『診療明細書』
- (4)母子健康手帳(「妊娠中の経過」欄に受診日の記載があるもの)
- (5)通帳(助成金を振り込むため申請者名義のもの)

〈申請期限〉

すべての補助対象妊婦健康診査を受診し終えた日、または出産の日から6か月を経過した日が属する月の月末まで。



【お問合せ先】山形市母子保健課(山形市保健所) 給付支援係

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1(霞城セントラル3階)

電話:023-616-7037 FAX:023-647-2281

開庁日時/火曜～日曜 8:30～17:15

閉庁日/月曜・祝日・年末年始(日曜、月曜が祝日の場合は火曜も閉庁)